

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 32

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

◆投資詐欺、不当請求などにご注意！

最近、管内等で**悪質商法**と思われるハガキや封書が各家庭に届いています。



(1) 投資詐欺

内容／金融取引会社を名乗る男から電話が来て、「当社から封書が届いていませんか？」などと確認され、数日後に自宅に封書が届けられます。封書の中身は、金融取引に関する内容が書かれています。

(2) 不当請求

内容／「違法わいせつ物を販売した事業者が摘発され、その購入者に対しても告発する。告発を取り下げたい者は連絡を。」

・このような**ハガキや封書**が届いても

①身に覚えのない請求は無視する。

②「間違いではないか」「身に覚えがない」などと、こちらから連絡をしない。

③個人情報をお教えしない。

④見覚えのない請求には絶対に支払わない。

⑤届いた郵便物は保管しておく。(事業者名等を控える)

といった対応をとってください。

・不審な電話や郵便物を受け取った場合は、**稚内市消費者センターや警察**までご連絡ください。

☆☆☆ **5月は「消費者月間」です** ☆☆☆

今年のテーマ「みんなでつくろう！ 消費者が主役の社会！！」

近年は、**高齢者**の消費者被害の相談件数が増加しています。被害にあった**高齢者**が再び被害に遭う「二次被害」も、増加傾向にあります。被害に遭った**高齢者**本人が相談にいかない傾向もあるなど、訪問支援等による積極的な**見守り対策**や**サポート**を講じることが求められています。

消費者月間パネル展を開催します

☆5月1日～5月15日【市立図書館】 ☆5月16日～5月31日【キタカラ・アトリウム】

相談事例(稚内市消費者センター)

ファンド型投資商品(電話勧誘)

【 相 談 内 容 】

昨日夕方、分からないところから、「大手警備保障会社が、老人ホームを2棟建てる。あなたには、そこへ入居できる権利がある。入居しないのであれば、その権利を譲ってほしい。あなたの名前を貸して下さい。」と電話があった。自身の名前を使われたくないので断ると、「あなたは誤解している。お金の請求をすることは無い。誤解を解くために、家族にも説明する。」と言って電話を切った。よく報道されている詐欺のようなものだろうか。その後、家族へ誤解を解く説明の電話などはない。

【 対 処・結 果 】

典型的な劇場型投資詐欺の手口と思われることを丁寧に説明し、その旨を伝えると共に、同種の事例についていくつかの情報を提供した。また、電話が来ても、話は聞かずにすぐに切電するようにも助言をさせて頂いた。また、電話機能を使った留守電等の自衛策を取るなど対処について、同居の息子さん等とよく話し合っって検討するようにも伝えた。

困った時は『稚内市消費者センター』にご相談ください。



電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回実施しています。

○相談時間は午前11時から午後2時30分までです。(相談時間は1人25分)

○事前申込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

向う3ヶ月の【実施日】 5月10日・6月14日・7月12日 ※第2日曜日

★稚内市生活衛生課生活衛生グループ 電話(直通) 23-6497